

令和元年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画の自己評価

令和2年6月30日
(独) 酒類総合研究所

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 <small>新規取組</small>	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の達成状況（※）	課題等	
1 重点的取組					
(1) 汎用的な物品・役務に関する調達 調達コスト低減等の観点から、令和元年度においても、立地条件も配慮しながら、①及び②の取組を継続することにより経費削減に努める。	契約金額及び契約事務などの調達コスト低減に向け、以下の取組を行った。	【総括】 左記取組を行った結果、経費削減や質の高い調達を実施できたほか、契約事務量の削減にもつながり、一定の取組効果が出ているものと評価している。	A	—	引き続き実施する。
① 共同調達 共同調達の実施品目について は、7件以上とする。また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。	過年度調達の分析や共同調達先及び共同調達可能な契約の選定を行い、広島国税局、中国財務局及び中国運輸局と「PPC用紙購入契約」及び「緑地維持管理業務」等の7件（継続7件）について共同調達を実施した。	共同調達の実施により、契約事務量が削減されている。 なお、本年度の調達コストについては、前年度までの低コストな調達を維持できている。	A	—	引き続き実施する。
② 複数年契約の推進 中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、ランニングコストを中期的に捉え、複数年契約によるスケールメリットを働かせるとともに、契約事務に要する事務量を削減し、コスト意識を持った取組を推進する。	新たに「情報セキュリティ支援業務」など3件の調達案件について、委託期間2年間の複数年契約を実施した。	調達コストの削減だけでなく、大幅な契約事務量の削減につながっている。	A	—	引き続き実施する。
(2) 企画提案型入札の実施 限られた予算の中で質の高い調達を行ふため、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、総合評価落札方式や企画競争などの企画提案型競争入札について可能な限り実施することとし、令和元年度は2件以上実施することを目標とする。	「日本産酒類の産業力強化に向けた連携促進支援等に係るコーディネーター業務の委託」など、合計4件の企画競争を実施した。	企画提案型競争入札の実施により、質の高い調達が実施できた。	A	—	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 新規取組	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の達成状況（※）		
2 調達に関するガバナンスの徹底	(1) 隨意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は契約責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならぬ場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。	随意契約を締結することとなった4件の契約について、契約審査委員会で当該随意契約について点検し、会計規程との整合性及び随意契約となる妥当性について問題はないものと判断した。	A	－	引き続き実施する。
	(2) 不祥事事件の未然防止に関する研修の実施 不祥事事件を未然に防止するため、研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」や新聞等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めることとする。 また、研修の実施に当たっては、受講者に理解度チェック兼アンケートを実施して研修効果を定量的に測定し、その結果を次回の研修に反映させることで研修内容の充実を図り、研修効果の向上に努めることとする。	全体研修において、研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めた。また、研修後においてアンケートを実施し、次回の研修に活かすべく、研修の理解度及び満足度の測定を行った。	A	－	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

定量的な目標		定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容 新規取組	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応	
			目標の達成状況（※）			
3. 自己評価の実施	年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	平成30年度末終了時に調達等合理化計画の自己評価を行い、「平成30年度業務実績報告書」へ反映させ、主務大臣へ報告した。	平成30年度の主務大臣評価「B」 《令和元年度の取組状況》 調達等合理化については、共同調達及び複数年契約の維持推進並びに企画提案型入札の実施により、経費削減や質の高い調達の達成に貢献したほか、契約事務量の削減にもつなげたなど、適切に実施した。	A	—	引き続き実施する。
4. 推進体制	(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。 (2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに連動して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について公表する。	上半期終了後に開催し、計画の進捗状況の確認を行った。 契約監視委員会を2回（令和元年5月、12月）開催し、調達等合理化計画の策定及び契約案件の事後点検を行い、審議概要について公表を行った。	上半期における計画の進捗状況を的確に把握することができた。 契約監視委員会からの意見を今後の取組の参考とすることことができた。	A	—	引き続き実施する。 引き続き実施する。
5. その他	調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。	平成30年度調達等合理化計画自己評価結果及び令和元年度調達等合理化計画についてホームページで公表を行った。	取組の透明性を確保することができた。	A	—	引き続き実施する。